

荒川区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月29日

荒川区長 滝口学

荒川区規則第58号

荒川区保健所長委任規則の一部を改正する規則

荒川区保健所長委任規則（平成12年規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条の規定に基づき、次に掲げる事項について、荒川区保健所長に委任する。ただし、重要又は異例に属する事項については、あらかじめ区長の指揮を受けなければならない。</p> <p>(1) から (43) まで (略)</p> <p>(44) 予防接種法（昭和23年法律第68号。以下この号において「法」という。）、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下この号において「政令」という。）及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下この号において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務に関すること。</p> <p>アからカまで (略)</p> <p>キ <u>省令第3条第1項</u>の規定による予防接種済証の交付</p> <p>ク <u>省令第3条第4項</u>の規定による母子健康手帳への予防接種済の記録</p> <p>ケからトまで (略)</p> <p>(45) から (54) まで (略)</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条の規定に基づき、次に掲げる事項について、荒川区保健所長に委任する。ただし、重要又は異例に属する事項については、あらかじめ区長の指揮を受けなければならない。</p> <p>(1) から (43) まで (略)</p> <p>(44) 予防接種法（昭和23年法律第68号。以下この号において「法」という。）、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下この号において「政令」という。）及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下この号において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務に関すること。</p> <p>アからカまで (略)</p> <p>キ <u>省令第4条第1項</u>の規定による予防接種済証の交付</p> <p>ク <u>省令第4条第3項</u>の規定による母子健康手帳への予防接種済の記録</p> <p>ケからトまで (略)</p> <p>(45) から (54) まで (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。